

世田谷区放置自転車管理システムの構築業務委託及び運用保守委託に係る
プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、放置自転車管理システム構築業務委託および運用保守委託に係る契約の相手方となる受託候補者の特定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

2 事業の概要

(1) 契約業務

- ① 世田谷区放置自転車管理システム構築業務委託
- ② 世田谷区放置自転車管理システム運用保守業務委託

(2) 目的

区民生活の安全安心や障害者等の生活弱者が安心して外出できる道路の整備や管理のため、路上や歩道等に放置された自転車等を撤去する業務を行っている。また、撤去した自転車等を管理保管し所有者に返却または処分するまでの処理を確実かつ効率的に行うため、放置自転車管理システムを利用している。

平成27年の放置自転車管理システムのリプレイスから11年が経過し、新たにハードウェア及びソフトウェアの保守が受けられるシステムを導入する。また、現行システムの機能を改善し運用方法の見直しを行うことにより、適正に個人情報进行管理し、区民からの問合せや返却処理の適切運用を図る。放置自転車の管理を行うシステムと合わせ、問合せ専用の台帳を補完し問合せに関する情報を管理する。

(3) 業務内容

- ① 放置自転車管理システムの構築
- ② 新システムの利用に必要なネットワークの開設及び接続
- ③ 現行システムから新システムへのデータ移行
- ④ システムの操作支援（マニュアル作成・研修実施）
- ⑤ システムの運用支援（障害発生時等の対応）
- ⑥ システムのアップデート（社会状況等への対応）

詳細は、「説明書」及び「世田谷区放置自転車管理システム調達仕様書」のとおり。

(4) 履行場所

世田谷区役所、放置自転車保管所（6 か所）、自転車コールセンター

(5) 成果物

「世田谷区放置自転車管理システム調達仕様書」のとおり。

(6) 開発スケジュール（予定）

「世田谷区放置自転車管理システム調達仕様書」のとおり。

(7) 履行期間

履行期間及び契約の単位の想定は以下のとおり。

- ① 世田谷区放置自転車管理システム構築業務委託（設計、開発、データ移行、操作研修等）

契約締結日から令和8年1月31日まで（予定）

※本稼働は令和8年2月1日とする。

- ② 世田谷区放置自転車管理システム運用保守業務委託

システム導入から令和12年8月31日まで（予定）

※運用保守業務は長期継続契約を想定するが、受託者との協議により決定する。

※当該契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、または履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更または解除することができるものとする。

(8) 提案限度額

- ① 提案限度額（総額）

世田谷区放置自転車管理システム構築業務委託及び令和12年8月までの世田谷区放置自転車管理システム運用保守業務の契約金額全体の上限23,961,300円（税込）

※この金額は将来の契約時の予定価格ではない。

- ② 年額

上記①総額について、以下の上限の範囲内とする。なお、システムの稼動に伴う機器等を含む。

ア 世田谷区放置自転車管理システム構築業務費用（令和7年度）

7,829,800円（税込）

イ 世田谷区放置自転車管理システム運用保守関連費用（令和8年2月以降を想定）

16,131,500円（税込） 55か月分

（内、年額[12か月分]：3,519,600円（税込））

3 募集内容

(1) 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

(2) プロポーザル方式を採用する具体的理由

本件業務委託内容の実施にあたっては、特別区又は政令指定都市レベルでの放置自転車管理システムの設計・開発及び運営・保守を行った実績に加え、最新の情報技術に関する専門知識と高度な知見、放置自転車対策等への十分な理解、そして、委託業務の進捗を適正に管理し、効率よく効果的に実施するための卓越したマネジメント能力等が必要不可欠である。

それらの知識や知見、ノウハウ等の水準により、委託業務の品質に大きな違いが出てくることが想定されることから、本業務を委託するにあたり最適な提案が得られるよう、プロポーザル方式により選定を行う。

(3) プロポーザルに参加できる者の資格

参加表明書の提出日を基準日として、以下の全ての項目を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- ② 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「情報処理業務」又は「事務機器・情報処理用機器」を有すること。
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- ④ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑥ 令和2年度以降（現在進行中のものを含む）、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること。

【同種業務】

特別区または政令指定都市の地方公共団体における放置自転車システム構築

- ⑦ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - ⑧ 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
 - ⑨ (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。
 - ⑩ 世田谷区放置自転車管理システム構築業務委託及び運用保守業務委託に係るプロポーザル審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
- 審査委員長：土木部長 鎌田順一、審査委員：交通安全自転車課長 佐久間浩康、土木計画調整課長 岸本隆、DX推進担当課長 齊藤真徳

(4) 主なスケジュール

内容	日程
手続き開始の公告	令和7年7月8日（火）
説明書交付	令和7年7月8日（火）～22日（火）午後5時まで
参加表明書提出期間	令和7年7月8日（火）～22日（火）午後5時まで
プロポーザル招請通知	参加資格確認後、令和7年7月28日（月）までに発送
質問書提出期間	令和7年7月29日（火）～8月4日（月）午後5時まで
質問回答書交付日	令和7年8月12日（火）予定 （参加資格「有」の者にのみ交付する）
企画提案書提出期間	令和7年7月29日（火）～8月26日（火）午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和7年8月27日（水）～9月5日（金）
一次審査結果通知	令和7年9月9日（火）
二次審査（ヒアリング審査）	令和7年9月19日（金）
最終審査結果通知	令和7年9月下旬
契約締結	令和7年9月下旬～10月上旬

(5) 手続き開始の公告

令和7年7月8日、区ホームページ上で行う。

(6) 説明書の交付

① 交付期間：令和7年7月8日（火）から22日（火）まで

② 交付方法：区ホームページよりダウンロード

[トップページ](#)→[検索メニュー](#)→[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)
→[現在実施中のプロポーザル情報](#)→[住まい・街づくり・環境](#)

※窓口（「12 問合わせ・提出先」のとおり）でも配布する。

（土日祝日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで）

4 参加表明書の提出

(1) 提出書類 各1部

別紙「提出書類作成要領」に従い作成すること。

① 参加表明書（様式1）

② 企業実績（様式2）

③ 入札参加資格審査受付票（写し）

- ④ 都道府県民税・市町村民税の滞納がないことがわかる資料（納税証明書）
- ⑤ 会社の概要がわかるパンフレット等
- ⑥ 企業実績が確認できる資料
- ⑦ 3（3）⑨に記載している資格や認証等の取得を確認できる証憑書類

（2）提出期間

令和7年7月8日（火）から7月22日（火）午後5時まで（必着）

（3）提出先・方法

「12 問合わせ・提出先」へ持参または郵送等により提出すること。

※持参の場合、受付時間は、午前9時から正午、午後1時から午後5時（土日祝日を除く）

※郵送等の場合、宅配便や書留等、送達確認ができるものに限る。

（4）参加の辞退

参加申込者は、企画提案書等の提出期限（令和7年8月26日（火））までは、いつでも参加を辞退することができるものとする。参加を辞退しようとする者は、辞退届【様式3】に記入し、次の表題を付して電子メールで送付すること。また、送信後は電話連絡すること。
表題：【世田谷区放置自転車管理システム構築業務委託及び運用保守業務委託】プロポーザルの辞退

ただし、辞退の届出をした後は、その撤回をすることはできないものとする。

※電子メールの区アドレスは別途指示する。

5 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

6 プロポーザル招請通知

（1）参加資格の確認後、プロポーザル招請通知を令和7年7月28日（月）までに発送する。

また、参加資格が確認できなかった者にはその旨を通知する。

（2）参加資格が「有」の者に対し、各社に「A社」「B社」等の仮の社名を割り振り提示する。その後は指示に従い割り振られた社名を用いること。

7 質問及び回答

（1）受付期間

令和7年7月29日（火）から8月4日（月）午後5時まで

（2）質問方法

電子メールによる。電話や窓口での質問には応じない。

プロポーザル質問書（様式 4）に記入し、「12 問合わせ・提出先」に次の表題を付して送信すること。

表題：【世田谷区放置自転車管理システム構築業務及び運用保守委託】プロポーザルに関する質問

（3）質問回答日及び回答方法

令和 7 年 8 月 12 日（火）までに電子メールにて参加資格「有」の者に対し回答する。

※評価や候補者の特定に関する質問には、一切回答しない。

※電子メールの区アドレスは別途指示する。

8 企画提案書等の提出

（1）提出書類

別紙「提出書類作成要領」に従い作成すること。

① 企画提案書等

ア 提出鑑文（様式 5）

イ 業務実施体制（様式 6）

ウ 管理者・技術者経歴（様式 7～9）

エ 業務実施方針（様式自由）

オ 企画提案書（様式自由）

カ 機能要件一覧兼回答書（仕様書別紙 2）

キ インターネット系でのシステム構築標準兼回答書（仕様書別紙 3）

※キの書類については、招請通知の発送時に参加者へ送付する。

② 見積書（様式自由）

③ SLA（サービス品質保証）案（様式自由）

（2）提出期間

令和 7 年 7 月 29 日（火）から 8 月 26 日（火）午後 5 時まで（必着）

（3）提出先・方法

「12 問合わせ・提出先」へ持参、郵送等または電子メールにより提出すること。

※持参の場合、受付時間は、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時（土日祝日を除く）

※郵送等の場合、宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る。

※電子メールの場合、詳細は別途指示する。

（4）提出部数

① 企画提案書等・見積書：【正本】1 部、【副本】1 部（紙媒体の場合は 7 部）

※種類ごとに左上をホチキス留めすること（紙媒体の場合）。

※【副本】には提案者が特定できる商号または名称、氏名等は記載しないこと。

※提出鑑文は【正本】のみとする。

② SLA案：1部

9 提案書を特定するための審査方法、評価基準

(1) 審査方法

提案書等の審査は、世田谷区放置自転車システム構築及び運用保守業務委託事業者審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき、二段階方式で実施する。その際、一次審査の点数は二次審査に引き継がれるものとする。

(2) 一次審査（書類審査）

- ① 審査期間：令和7年8月27日（水）から9月5日（金）まで
- ② 参加表明書及び提案書等の書類審査を行い、二次審査対象者を点数の高い順に3者程度選定する。
- ③ 一次審査の結果は、令和7年9月9日（火）、提案書を提出した者に電子メール及び書面により通知する。
- ④ 審査項目及び評価基準は以下のとおり

【一次審査における審査項目及び評価基準等】

審査項目	評価基準・着眼点
事業者の 業務実績	・本業務に有効と思われる同種業務の実績を有しているか
業務実施体制	・動員計画に妥当性があり、業務分担が不明確・不自然でないか
配置予定技術者 の実績等	・管理者は、令和2年度以降において、特別区又は政令指定都市の放置自転車管理システム開発の設計・開発の遂行責任者としての経験を有しているか ・主任技術者は、本業務に有効と思われる経歴及び実績（例：令和2年度以降における特別区又は政令指定都市の放置自転車システム導入作業に係る構築等の実務経験）を有しているか ・担当技術者は、本業務に有効と思われる実績を有しているか（例：令和2年度以降における特別区又は政令指定都市の放置自転車システム導入作業に関する実務経験）
業務実施方針	・本業務目的及び内容を十分に理解して、基本方針を明確にしているか
業務工程計画	・本業務内容を十分に理解した上で工程計画が適切に作成されているか ・工程計画と業務量の整合がとれているか
システムの構成	・本業務内容を十分に理解したシステム構成となっているか ・現行システムの課題に対する着眼点や解決方法等が理論的かつ有効であるか
システムの機能	・機能要件を充足し、業務改善が図られているか

データ移行	・ 現行システムが蓄積するデータについて、安全に移行できるか
セキュリティ対策	・ 使用するネットワーク等のセキュリティ対策が万全か ・ システムの安定稼働対策が十分か ・ 本業務に関わる人員のセキュリティ確保に係る方針を明確にしているか
操作研修	・ 職員及び保管所等管理委託事業者職員へのシステム操作研修等の内容が適切か
運用保守	・ きめ細やかな運用支援体制が整えられ、迅速な対応が期待できるか
価 格	・ 適正に費用が計上され、提案限度額の範囲内か ・ 導入後のランニングコストは妥当か

(3) 二次審査（ヒアリング審査）

- ① ヒアリング実施日：令和7年9月19日（金）
- ② 提案書等の内容について、配置予定のプロジェクト管理者、主任技術者及び担当技術者に対してヒアリング審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。
- ③ 提案の説明は30分程度とし、その後15分程度の質疑を行う。説明に用いる資料は提出済みの書類のみとし、新たな資料等の提出は認めない。
- ④ ヒアリング会場、時間等の詳細については、二次審査対象者に一次審査結果の通知と併せて電子メール及び書面により通知する。
- ⑤ 審査項目及び評価基準は以下のとおり

【二次審査における審査項目及び評価基準等】

審査項目	評価基準・着眼点
提案の実現性	・ 提案の説明は、提案書の内容をよく補完しているか ・ 配置予定技術者が優れた専門技術力を有し、それが十分に発揮されることが期待できるか ・ 提案内容は本業務目的を達成することができる実現性の高いものになっているか
提案の発展性	・ データ活用や区民サービス向上の面などにおいて、本業務の将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか
システムの性能	・ 操作性の向上が期待できるか ・ 区、保管所、コールセンターでの迅速な情報共有等により、業務効率化が期待できるか
理解・回答力	・ 委員からの質問の意図・目的を十分に理解し回答しているか ・ 回答内容は的確かつ信頼できるか
取組姿勢	・ 区民、放置対策委託事業者、行政それぞれのニーズを把握し、適切に応えようとする姿勢がみられるか ・ 業務への熱意や積極的な意欲がみられ、誠実な遂行が期待できるか

(4) 候補者の選定

審査委員会が、前記(2)・(3)の審査項目に基づく、一次審査及び二次審査の審査結果を総合的に評価し、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定する。

(5) 提案者が1者の場合の審査及び選定

提案者が1者の場合も、審査委員会において提案内容の審査を行う。

また、一次審査及び二次審査の評価合計点が、全審査委員の配点総計に対して5割以上獲得している場合、委託先の第一候補者として選定する。

(6) 最終審査結果の通知

最終審査結果は、令和7年9月下旬に、二次審査を受けた者に対し、電子メール及び書面により通知する。

10 契約方法

- (1) 委託先の第一候補者として特定された事業者と、委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- (2) 権利の帰属に関する取り決め等は、正式契約の際行う。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要

11 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募に際して必要となる費用は、全て応募事業者の負担とする。
- (3) 提出期限以後の参加表明書及び提案書等の差替えまたは再提出は、認めない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製をすることがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とすることがある。
- (7) 参加事業者から自身の評価結果について文書により説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由または特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。
- (8) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書等を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

12 問合わせ・提出先

担当：世田谷区土木部交通安全自転車課 平倉・水野

住所：世田谷区玉川1丁目20番1号

世田谷区役所二子玉川分庁舎A棟2階29番窓口

TEL : 03-6432-7968 FAX : 03-6432-7996

受付時間：午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時（土日祝日を除く）